

平成29年4月1日  
市長 決定

## 加古川市犯罪被害者等支援金の申請及びその他の手続きに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市犯罪被害者等支援条例（平成29年条例第3号。以下「条例」という。）及び加古川市犯罪被害者等支援条例施行規則（平成29年規則第18号。以下「規則」という。）に基づく支援金の支給及び助成の申請その他の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

(支援金の支給の申請)

第3条 支援金の支給の申請をしようとする犯罪被害者等（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、加古川市犯罪被害者等支援金支給申請書（様式第1号）、加古川市犯罪被害者等支援金支給及び日常生活等に係る費用助成に係る確約書（様式第2号）及び情報提供同意書（様式第3号）に、次の各号に掲げる支援金の種類に応じ当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

### (1) 遺族支援金

- ア 犯罪被害者である市民の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
- イ 申請者と犯罪被害者である市民との続柄を証する戸籍の謄本、抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- ウ 犯罪被害者である市民の除住民票
- エ その他市長が必要と認める書類

### (2) 重傷病支援金

- ア 犯罪被害者である市民の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師又は歯科医師の診断書その他の証明書

イ 犯罪被害者である市民の住民票

ウ その他市長が必要と認める書類

(支給の決定)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、必要事項を審査のうえ、支給の可否を決定し、加古川市犯罪被害者等支援金審査結果通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(支給の請求)

第5条 前条の規定により支給の決定を受けた者が支援金を請求しようとするときは、加古川市犯罪被害者等支援金請求書（様式第5号）を市長に提出して行うものとする。

(助成の申請)

第6条 助成の申請をしようとする犯罪被害者等（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、加古川市犯罪被害者等日常生活等に係る費用助成申請書（様式第6号）、加古川市犯罪被害者等支援金支給及び日常生活等に係る費用助成に係る確約書（様式第2号）及び情報提供同意書（様式第3号）に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者が規則第7条第1項第1号に該当する場合

ア 第3条第2号ア及びイに掲げる書類

イ その他市長が必要と認める書類

(2) 申請者が規則第7条第1項第2号に該当する場合

ア 第3条第1号アからウまでに掲げる書類

イ その他市長が必要と認める書類

(3) 申請者が規則第7条第1項第3号に該当する場合（犯罪行為により死亡した犯罪被害者と当該犯罪被害を受けた当時に生計を一にしていた者に限る。）

ア 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

イ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

ウ 申請者の住民票

エ その他市長が必要と認める書類

(4) 申請者が規則第7条第1項第3号に該当する場合（前号に該当する者を除く。）

ア 犯罪被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師又は歯科医師の診断書その他の証明書

イ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

ウ 申請者の住民票

エ その他市長が必要と認める書類

2 前項で定める書類は、第3条の支援金の支給の申請において提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、これを省略することができる。

(助成の決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請を受理したときは、犯罪被害により日常生活等の支援が必要となった状況等についての申請者への聴取等により必要事項を審査のうえ、助成の可否を決定し、加古川市犯罪被害者等日常生活等に係る費用助成決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定により助成の決定を受けた者が助成金を請求しようとするときは、加古川市犯罪被害者等日常生活等に係る費用助成金請求書（様式第8号）に、助成の対象となる費用を支払ったことを証する領収書等を添えて、市長に提出して行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月18日から施行する。